



議案第百二号

三朝町特別会計設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別会計設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十年十二月十七日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六拾年拾貳月拾九日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町特別会計設置条例の一部を改正する条例

三朝町特別会計設置条例（昭和三十九年三朝町条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条次表中

三朝町農業共済事業特別会計

農業共済事業

を削る。

第二条次表中

農業共済事業会計

掛金、賦課金、
国県支出金、その
他の諸収入金

農業共済事業費

を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。